

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年8月21日

**【会社名】** 日本瓦斯株式会社

**【英訳名】** NIPPON GAS CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 和田 眞 治

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区八丁堀 2 丁目10番 7 号

**【電話番号】** 03-3553-1281 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役管理本部副本部長兼総務部長 小 池 四 郎

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区八丁堀 2 丁目10番 7 号

**【電話番号】** 03-3553-1281 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役管理本部副本部長兼総務部長 小 池 四 郎

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当 1,099,948,800円

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成27年7月29日付で提出した有価証券届出書及び、平成27年8月13日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について、記載事項の誤りを訂正するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

## 第一部 証券情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

（訂正前）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	291,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

（注）1 平成27年7月29日開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

## 3 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	291,300株	1,099,948,800	
一般募集			
計（総発行株式）	291,300株	1,099,948,800	

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

## （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,099,948,800		100株	平成27年9月14日		平成27年9月14日

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

- 3 当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに下記株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われませんこととなります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- <以下省略>

（訂正後）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	291,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

（注）1 平成27年7月29日開催の取締役会決議によります。

- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 3 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

### 2【株式募集の方法及び条件】

#### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	291,300株	1,099,948,800	
一般募集			
計（総発行株式）	291,300株	1,099,948,800	

（注）1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

#### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
3,776		100株	平成27年9月14日		平成27年9月14日

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

- 3 当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに下記株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われませんこととなります。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

< 以下省略 >

以上